

平成 24 年（ワ）第 213 号、同 25 年（ワ）第 131 号、同第 252 号、同 26 年第 101 号損害賠償請求事件

原告 早川篤雄 外 4 7 3 名

被告 東京電力株式会社

準 備 書 面 (2 3)

(2 0 1 5 (平成 2 7)年 3 月 1 8 日付「請求の減縮と拡張」と題する書面について)

平成 2 7 年 4 月 3 0 日

福島地方裁判所いわき支部合議 1 係 御中

被告訴訟代理人 弁護士

田 中

清



同

青 木 丈 介

介



同

土 屋 賢 司

司



同

小 谷 健 太 郎

郎



同

川 見 唯 史

史



被告は、原告作成に係る2015(平成27)年3月18日付け「請求の減縮と拡張」と題する書面(以下「本件書面」という。)に対し、次のとおり答弁する。

第1 本件書面第1について

変更された請求の趣旨について

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する
 - 2 訴訟費用は、原告らの負担とする
- との判決を求める。

なお、従前の請求を減縮した部分については、訴えの一部取下げに同意する。

第2 同第2・第3について

争う。

ただし、従前の請求を減縮した部分については、訴えの一部取下げに同意する。

以上